

## やまなし国際ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、やまなし国際ネットワーク（YIN と略称。）と称する。

(目的)

第2条 県下の国際交流・国際協力団体のネットワーク化を進め、団体相互の連携と協力関係を密にし、情報交換と共同事業を実施する。さらに在住外国人との交流を深め、国際性豊かな人づくりと世界に開かれたやまなしの実現のための国際交流・協力活動を行う。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 国際交流・国際協力活動を行うための情報交換、収集、提供。
- 2 会員相互の連携の推進。
- 3 在住外国人と県民の交流や意識啓発、国際協力のための共同事業の実施。
- 4 会員の資質向上を目的とする事業。
- 5 その他本会の目的の達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、県内において国際交流・協力推進に係わる活動を行う団体等で、この会の設立目的に賛同したもの（営利活動、政治活動及び宗教活動を主たる目的とした団体等を除く。）とする。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。ただし、原則として山梨県国際交流協会団体会員登録を行うものとする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- |      |     |
|------|-----|
| 会 長  | 1名  |
| 副会長  | 若干名 |
| 会 計  | 1名  |
| 運営委員 | 若干名 |
| 監 事  | 2名  |

- 1 役員は、構成団体の代表者又は担当者とする。
- 2 会長、副会長及び会計は運営委員を兼ねることができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 1 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 2 会計は本会の経理を所掌する。
- 3 運営委員は各事業の企画・運営等について協議する。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、会計及び監事は、運営委員会または会員の推薦とし、総会において選出する。

- 1 運営委員は自薦他薦とし、総会において選出する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期終了後でも後任者が就任するまでの期間は職務を行う。
- 3 補充によって就任した役員の場合は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

- 1 本会に、特定事項を研究し協議するため、必要に応じて分科会を設けることができる。
- 2 総会は、会の最高決定会議とし、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 運営委員会は必要に応じて会長が召集する。
- 4 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決する。

(経費)

第11条 本会の経費は、補助金、寄付金、収益金、その他の収入を以てこれに充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会は、事務局を山梨県国際交流協会内に置く。

(規約の改正)

第14条 規約の改正は運営委員会を経て総会において行う。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の協議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成12年3月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月13日から施行する。